

平成 26 年 6 月 20 日

各位

会社名 　　むさし証券株式会社
代表者名 　取締役社長 小高富士夫
問合せ先 　経営企画部
TEL 048-643-8363

弊社に対する関東財務局の行政処分について

証券取引等監視委員会は、弊社に対する検査の結果として、内閣総理大臣及び金融庁長官に弊社への行政処分を求める勧告をいたしました。本日、弊社は関東財務局長より下記内容の行政処分を受けましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 指摘事項

- (1) 自己売買による相場操縦行為
- (2) 株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況

2. 行政処分の内容

- (1) 業務停止命令
平成 26 年 6 月 23 日から平成 26 年 7 月 4 日までの間、自己の計算による株券に係る市場デリバティブ取引の売買業務（当局が個別に認めたものを除く）を停止すること。
- (2) 業務改善命令
 - ① 取引の公正を確保するための必要な人員配置や検証データの整備などを含め、売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること。
 - ② 全役職員に対して法令遵守の徹底を図るための措置を講じること。
 - ③ 本件に係る経営陣を含む責任の所在を明確化すること。
 - ④ 上記①から③について、その対応・実施状況を当局が指定する日までに書面で報告すること。

弊社では、従前より法令遵守の徹底、内部管理態勢の強化に努めてまいりました。しかしながら、この度このような処分を受けましたことは誠に遺憾であり、厳粛に受け止めております。弊社といたしましては、既に社内調査チームを立ち上げ、現在調査を行っているところですが、その調査結果等を踏まえて、内部管理態勢の強化や法令遵守意識の再徹底を含む再発防止策の策定・実施に役職員一同が一丸となって取り組んでいく所存です。

お客様をはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

以上